

防犯

市内の犯罪状況と防犯対策
減らない被害、なぜ？

今年の「振り込め詐欺」の被害総額は、10月末までに約7千400万円にのぼっています。減少傾向にあった「空き巣」などの侵入窃盗も、9・10月は増加しています(下表)。

なぜ、被害が減らないのでしょうか。「私は被害にあわないから」と他人事として考えていませんか。

また、「この地域は誰も関心がない」という犯罪をしやすい環境になっていませんか。

	8月	9月	10月
平成17年	12	31	33
昨年度	-26	+11	+12

(田無警察署手集計による)

被害にあわないためには、市内の犯罪情報に敏感になって防犯対策に徹すること、犯罪をしようという人を自分たちの地域に入れないことが重要です。

「振り込め詐欺」は、「ご主人が痴漢で逮捕されました」、「息子さんのお金を返してください」という口実が多くなっています。早急な示談金の振り込み要求や身に覚えのないお金の請求は「振り込め詐欺」ですので、事実が確認できるまでは絶対に振り込まないでください。

空き巣被害の傾向として、鍵を掛けることで20分以上防ごうとができます。さらに、補助錠を取り付けられていることで、泥棒が犯行をあきらめた例も多数あります。また、地域でのあいさつ・声掛け運動や、ゴミ・落書きを放置しないことなど、犯罪をしにくい環境を作り、地域のコミュニティで犯罪を防ぎましょう。

「振り込め詐欺」急増中!

- 身に覚えのないお金の請求
- 早急の示談金振り込み要求は、「振り込め詐欺」です。

電話の内容

「ご主人が痴漢で捕まりました。」
「息子さんのお金を返してください。」

※最近多発している「振り込め詐欺」の電話の手口です。

市内における今年の被害

◆10月13日までに、[78件] 約7,400万円の被害が発生!

被害にあわないためには

- ◆電話の直後に、家族や関係者に事実を確認してください!
- ◆事実が確認できないときは、絶対に振り込まないでください!

※田無警察署では、平日毎日、市内で発生した犯罪や防犯対策などを、パソコンや携帯電話のメールで配信しています。お申し込み、お問い合わせは田無警察署防犯係まで。

西東京市生活文化課 0424(64)1311 内線1425
田無警察署防犯係 0424(67)0110 内線2612

田無警察署では、管内で発生した犯罪の情報をパソコンや携帯電話のメールで平日毎日配信しています。お申し込み、お問い合わせは田無警察署防犯係(☎67・0110)まで。

生活文化課(☎☎内線1425)

11月は全国青少年健全育成強調月間です
大人から変わろう

「パトロールで健康づくり・まちづくり」に参加しませんか



安心なまちづくりのための歩行パトロールと、健康づくりのためのウォーキングをドッキング。グループ歩行で犯罪防止しながら体力アップを目指しませんか。

どなたでも参加できますのでふるってご応募ください。

とき・ところ・内容 左表参照

定員 25人(申込順)

主催 トウキョウ・ウエスト・ガーディアンズ



防犯パトロール講座から
1170(スポーツクラブ
ブライソ田無・前田)

この事業は平成17年度
西東京市NPO企画提案
事業で採用・実施される
ものです。

生活文化課(☎☎内線
1414)

とき	ところ(出発地)	内容
11/26(土) 午後2時	田無庁舎 2階会議室 203	防犯パトロール講座 ウォーキング講習 講師...日本ガーディアン・エンジェルス
12/3(土) 午後2時	田無庁舎	
12/10(土) 午後2時	スポーツセンター	健康に関する講座を30分、ウォーキングパトロールを60分。
12/17(土) 午後2時	田無庁舎	各回、健康アドバイザーからアドバイスが受けられます。
1/14(土) 午後2時	スポーツセンター	
1/21(土) 午後2時	田無庁舎	

変わる介護保険
地域支援事業とは

前回(市報10月15日号)では、介護予防の一つとして介護保険の認定で要支援1・要支援2の方が利用できる「新予防給付」について説明しました。今回は、もう一つの介護予防事業である「地域支援事業」について説明します。

地域支援事業とは

現在、介護予防やリハビリテーションのサービスは、老人保健法や老人福祉法、介護保険法等の制度に基づき提供されています。しかし、各機関の連携が十分ではないために統一したサービスの提供にならず、サービス内容の重複やサービスの利用の継続が難しい等の課題を抱えています。

この課題解決に向けて、介護を受ける前の段階から、一貫した介護予防サービスが利用できるように、地域支援事業が創設されました。

さらに、高齢者が地域で積極的に介護予防に取り組むことができるように、「地域づくり・まちづくり」も、この事業内容に含まれています。

実施主体

市が主体となり、一部委託をして行います。

サービスの対象者について

地域支援事業として、新予防給付・介護給付と一体的にサービス提供ができるように位置づけられています(図参照)。

開始時期

平成18年4月以降

事業内容

介護予防事業

高齢者の方には、介護予防の普及・啓発を行い、地域のボランティア活動等に対して必要の判断をします。

また、地域包括支援センターでは、適切に介護予防サービスが実施されるように必要な援助を行います。

「地域包括支援センター」の説明は、市報平成18年1月15日号「地域包括支援センター」として掲載予定で

さらに要支援・要介護になるおそれのある方を対象に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防・うつ予防・閉じこもり予防等の事業メニューを必要性に応じて主体的に選択していただく

任意事業

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供できるように環境整備を図る事業や、家族介護教室等、状況に応じて実施します。

介護保険課(☎☎内線2325)

